

第9章 資料編

1 用語集

	用語	説明	掲載 ページ
あ 行	赤ちゃんの駅	誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称のこと。乳幼児を連れて保護者の方が安心して外出できるよう、公共施設や事業所を埼玉県が「赤ちゃんの駅」として指定し、授乳やオムツ交換のスペースを提供している。	75、125
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。	48、82
か 行	教育支援センター	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会等が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う場所。	57、84、 85、105、 106、111、 120、122、 137、155、
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。「命の門番」とも位置付けられている。	86、107、 121、123、 127
さ 行	持続可能な開発のための教育(ESD)	Education for Sustainable Development の略語で、現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、解決に向け身近なことから行動する、持続可能な社会の創り手を育む教育のこと。	60
	児童発達支援	児童福祉法に基づき、障がいのあるこどもへ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。	82
	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。	48、56
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。	50、58 59、138
	スクールカウンセラー	臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有し、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教員への助言・援助を行う人。	36、57、 85、105、 111、120、 123、137
さ 行	スクールソーシャルワーカー	教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有し、学校と家庭と福祉関係機関との連携を図る人。	36、57、 85、105、 112、120、 123、126、 137、155

	用語	説明	掲載 ページ
た 行	待機児童	保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所等に入所していない児童のこと。(入所可能な保育所等があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童や、保護者が求職活動を休止している児童、保護者が育児休業を取得している児童等を除く。)	66、132、 145
な 行	認可保育所	国が定めた設置基準を満たし、市などから認可された保護者の就労や病気等のためこどもを家庭で保育できない場合に、こどもを預かる保育施設のこと。	19、56
	認可外保育施設	乳幼児の保育を行うことを目的とする施設であって、県などの認可を受けていないこどもを預かる保育施設のこと。	54
	認定こども園	教育と保育を一体的に提供する機能と、地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つこどもを預かる保育施設のこと。	19、54、 56、87、 89、90、 91、93、 94、103
は 行	バリアフリー	障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する用語。建物内の段差等、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近では制度的・心理的な障壁の除去といった広い意味で用いられてきている。	75、76、 126、139
	放課後等デイサービス	児童福祉法に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く)に就学している障がい児に授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を提供するサービス。	82
ま 行	メンタルヘルスチェックシステム	パソコンや携帯電話を使って、気軽にいつでもどこでも簡単にメンタルヘルスをチェックできるシステムのこと。チェックの結果画面には、こころの健康に関する各種相談窓口のリンクが設定されており、結果に応じて各種相談機関へ繋がることことができる。	57、86 105、112、 121、124、 127、137
や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。	2、48 84、101、 104
	養育費	こどもを監護・教育するために必要な費用のこと。未成年者(経済的・社会的に自立していないこども)が自立するまで要する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等が含まれる。	71、80、 85、106、 118、121、 123、126、 130、152
	要支援児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(要保護児童を除く)のこと。	65、84、 101、120、 122、126、 132、144、 153

	用語	説明	掲載 ページ
や 行	要保護児童	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のこと。	16、65、 72、78、 83、84、 101、105、 119、120、 121、122、 126、132、 143、144、 149、151、 153、155
	要保護児童対策地域協議会(要対協)	地方公共団体が要保護児童等の適切な保護を図るために設置する協議会。関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者等の関係者により構成される。要対協では、要保護児童の適切な保護、又は要支援児童、若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	83、84、 105、106、 120、122、 126、155、
ら 行	ライフステージ	出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職等の人生の節目によって変わる生活(ライフサイクル)に着目した区分のこと。	2、48、 49、52
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを「リプロダクティブ・ヘルス」といい、そのリプロダクティブ・ヘルスを享受できる権利を「リプロダクティブ・ライツ」という。1994年に国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。	58、112、 138
アル ファ ベット	SDGs	正式名称は、Sustainable Development Goalsで、持続可能な開発目標の略称。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年までの国際開発目標で、17のゴール(目標)と169のターゲット(取り組み)で構成される。SDGsは、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的な目標で、誰一人取り残さないことを目指す。	4、50
	STEAM教育	Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術)、Mathematics(数学)の略語。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学びのこと。	60